



# 栃木県公報

平成25年  
10月4日(金)  
第2519号

## 目次

### 告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 781
- 栃木県自然環境保全地域の指定..... 782
- 栃木県自然環境保全地域に関する保全計画の概要..... 782
- 栃木県自然環境保全地域の特別地区の指定..... 783
- 栃木県自然環境保全地域の野生動植物保護地区の指定..... 783
- 解除予定保安林..... 784
- 准看護師試験の実施..... 784
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止..... 785
- 道路の区域の変更..... 786
- 道路の供用開始..... 786

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... 786
- 開発行為の工事完了..... 787

### 選挙管理委員会

- 平成25年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表..... 788

### 調達等公告

- 入札公告..... 792

## 告示

### 栃木県告示第五百十一号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年十月四日

栃木県知事 福田 富一

農政部の部農村振興課の款再生可能エネルギー施設導入支援事業費補助金の項の次に次の項を加える。

地域用水環境整備（小水力発電整備）事業費補助金	農業水利施設を活用した小水力発電のための施設の整備を図り、もつて土地改良施設等の維持管理費の節減及び二酸化炭素の排出量の削減に資する。	市町村又は土地改良区その他知事が適当と認める者（以下この項において「市町村等」という。）が農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成二十二年四月一日付け二十一農振第二千四百五十三号農林水産事務次官依命通知）に基づき行う地域用水環境整備事業に要する経費のうち小水力発電のための施設の整備に要する経費	当該施設の整備に要する経費の百分の六十五以内	市町村等
-------------------------	---	---	------------------------	------

（農村振興課）

栃木県告示第512号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定したので、同条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福田 富一

1 保全区域等

名称	位置	区 域	面積	主要保全対象
鬼怒川中流域自然環境保全地域	宇都宮市及びさくら市	宇都宮市上小倉町字関谷河原4番の一部及び5番 宇都宮市下小倉町字関谷河原3587番及び3587番地先河川敷 宇都宮市下小倉町字関谷河原3556番、3557番及び3557番地先河川敷並びにさくら市向河原4103番、4128番の一部及び4128番地先河川敷	54ha	カワラノギク群落、シルビアシジミ等の礫質河原特有の野生動植物の生息又は生育地

2 保全区域図（省略）

栃木県告示第513号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定に基づき栃木県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域に関する保全計画は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福田 富一

保全計画の概要

名称	保全すべき優れた自然の特質及び保全に関する基本的事項	保全を図るべき土地の区域の指定
鬼怒川中流域自然環境保全地域	<p>自然の特質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本地域は、鬼怒川の中流域に当たり、上流域からの土砂供給や堆積が盛んで、砂礫の豊富な河原が広がる平地流となっている。</li> <li>○ 本地域には、礫質河原特有のカワラノギク群落やミヤコグサ・オキナグサ群落が広がり、ムラサキセンブリ、アキノハハコグサ等の希少な植物が生育している。</li> </ul> <p>また、河原の植物を食草とするシルビアシジミ、ツマグロキチョウ、砂礫地を生息地とするウスバカマキリ等の昆虫類が生息している。</p> <p>このように、本地域は、礫質の河原に特有の野生動植物の生息・生育地として、優れた自然環境を形成している。</p> <p>保全に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鬼怒川中流域のうち、東北新幹線鬼怒川橋梁右岸、氏家大橋上流右岸及び氏家大橋左岸の3区域を特別地区に指定し、自然環境の保全及び緑化に関する条例第15条第4項各号に掲げる行為について規制を行うとともに、当該3区域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第16条第3項の規定による規制を行う。</li> <li>○ 保全施設については、管理上必要となる標識等を設置する。</li> </ul>	<p>全域を特別地区及び野生動植物保護地区とする。</p>

栃木県告示第514号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第1項の規定に基づき鬼怒川中流域自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、特別地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福田 富 一

1 保全区域等

名 称	位 置	区 域	面 積	主要保全対象
鬼怒川中流域自然環境保全地域	宇都宮市及びさくら市	宇都宮市上小倉町字関谷河原4番の一部及び5番 宇都宮市下小倉町字関谷河原3587番及び3587番地先河川敷 宇都宮市下小倉町字関谷河原3556番、3557番及び3557番地先河川敷並びにさくら市向河原4103番、4128番の一部及び4128番地先河川敷	54ha	カワラノギク群落、シルビアシジミ等の礫質河原特有の野生動植物の生息又は生育地

2 区域図（省略）

栃木県告示第515号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第16条第1項の規定に基づき鬼怒川中流域自然環境保全地域の特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、野生動植物保護地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福田 富 一

1 保全区域等

名 称	位 置	区 域	面 積	保護すべき野生動植物の種類
鬼怒川中流域自然環境保全地域	宇都宮市及びさくら市	宇都宮市上小倉町字関谷河原4番の一部及び5番 宇都宮市下小倉町字関谷河原3587番及び3587番地先河川敷 宇都宮市下小倉町字関谷河原3556番、3557番及び3557番地先河川敷並びにさくら市向河原4103番、4128番の一部及び4128番地先河川敷	54ha	（植物） オキナグサ、ムラサキセンブリ、アキノハハコグサ、ヒロハノカワラサイコ、カワラノギク、エビネ、カワラニガナ、ミヤコグサ （動物） ツチガエル、フタモンマルクビゴミムシ、アオモンイトトンボ、

			ウスバカマキ リ、コオイム シ、カワラゴ ミムシ、シル ビアシジミ、 ミヤマシジ ミ、ツマグロ キチョウ
--	--	--	---

2 区域図（省略）

（自然環境課）

栃木県告示第516号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
那珂川町富山字片倉12-2・字中丸沢2276（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第517号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づく第63回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 試験期日  
平成26年2月16日（日）
- 2 試験場所  
宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校
- 3 願書の提出期間
  - (1) 提出期間  
平成26年1月6日（月）から同月10日（金）まで  
（郵送の場合は、簡易書留にて平成26年1月10日（金）までの消印有効）
  - (2) 提出場所  
〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1-20  
栃木県保健福祉部保健福祉課人材育成担当 電話 028(623)3152
- 4 試験科目  
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 5 受験資格  
保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）とする。
  - (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成26年3月までに修業す

る見込みの者を含む。)

- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

## 6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 第63回栃木県准看護師試験願書
- (2) 第63回栃木県准看護師試験写真票・受験票  
出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。
- (3) 受験資格を証する書類  
ア 5の(1)から(4)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、平成26年3月7日(金)午後5時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業(修業)確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業(修業)確定証明書を提出した者については、平成26年3月20日(木)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業(修業)確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。  
なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。  
イ 5の(5)又は(6)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し
- (4) 戸籍謄本又は戸籍抄本(発行後6か月以内のもの)  
外国人の場合は、在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)とする。
- (5) その他別に定める書類

## 7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

(保健福祉課)

## 栃木県告示第518号

栃木県卸売市場条例(昭和46年栃木県条例第40号)第12条の規定により地方卸売市場における卸売の業務の廃止の届出があったので、同条例第25条の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福田 富 一

卸 売 業 者	所 在 地	取扱品目 の 部 類	所属する地方 卸売市場の名称	廃 止 年 月 日
株式会社フラワーオークション 足利	足利市福居町254番地1	花き部	足利市公設地方 卸売市場	平成25年9月30日

(経済流通課)

栃木県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年10月4日から同年11月5日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 杉山石末線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
176	前	塩谷郡高根沢町大字太田字五領377-1 から 塩谷郡高根沢町大字太田字薬師堂369 まで	10.2～14.8	149.5	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	塩谷郡高根沢町大字太田字五領377-1 から 塩谷郡高根沢町大字太田字薬師堂369 まで	10.2～14.8	149.5	
	後B	塩谷郡高根沢町大字太田字五領377-1 から 塩谷郡高根沢町大字太田字薬師堂369 まで	8.6～13.0	144.5	

栃木県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年10月4日から同年11月5日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
176	一 般 県 道 杉 山 石 末 線	塩谷郡高根沢町大字太田字五領377-1から 塩谷郡高根沢町大字太田字薬師堂369まで	平成25年10月4日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の

定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成25年9月11日	特定非営利活動法人日本健康増進施設協会	皆川 俊廣	宇都宮市東今泉二丁目3番5号	この法人は、厚生労働大臣認定健康増進施設が果たすべき社会的役割に鑑み、その機能の充実・向上を図り、もって国民の心身の総合的な健康づくりに寄与することを目的とする。	平成25年11月11日

(県民文化課)

#### ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上三川字笹塚原4023番8	宇都宮市宮の内一丁目15番地6コーポ中村A棟103号室	猪 瀬 直
【第1工区】 真岡市田町字三島1604番1、1604番4、1604番4地先水路、1604番5、1604番6、1604番7、1605番3、1605番4、1605番5、1605番6、1605番7、1605番8、1605番9、1605番10、字蛭川1619番7	真岡市荒町三丁目45番地7	株式会社コスモプラン
真岡市大谷台町1番2、1番4	宇都宮市一ノ沢町256番地7	トヨタウッドユーホーム株式会社
真岡市小林字上原906番3	真岡市小林1343番地2	佐 藤 尚 佐 藤 美智子
下野市川中子字原4番34	下野市川中子301番地1	矢 島 大 介
下都賀郡壬生町大字壬生乙字車塚3584番2、3584番8	小山市大字羽川129番地2	和 田 拓 志
下都賀郡壬生町大字安塚字南原973番5、975番1、975番2	宇都宮市五代二丁目14番3号	伊 藤 伸 一
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美175番19	下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美160番地6	六美町南部自治会
下都賀郡壬生町大字藤井字星ノ宮坪2671番10	下野市駅東五丁目2番10号ポントークA101	新 島 あゆみ 新 島 隆 紀
那須塩原市三区町630番9、630番10、630番11、630番12、630番13	那須塩原市三区町633番地	有限会社八木沢自動車販売

【第4工区】 下都賀郡壬生町みぶ羽生田産業団地1328の一部		栃 木 県
下都賀郡岩舟町大字曲ヶ島字本郷796番8、796番9、796番10、798番7、798番11、798番13、798番15、798番16、798番17、798番18、798番19、798番20、798番21、798番22、798番23、798番30、798番31 (開発行為に関する工事) 下都賀郡岩舟町大字曲ヶ島字本郷798番18地先道路、826番4の一部、826番4地先道路、827番2の一部、827番2地先道路、827番4の一部、840番3地先道路、841番1の一部、842番1の一部、843番1の一部、843番11の一部、843番12の一部	下都賀郡岩舟町大字静3500番地6	株式会社北関東パイオニア

(都市計画課)

### 選挙管理委員会

#### 栃木県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づく平成25年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年10月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院栃木県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 44,964,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	谷 博之	所属党派	民主党	期間	3月1日から 8月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	石川 仁					

〔収入〕			円	〔支出〕			円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		1,301,967	
谷ひろゆき後援会総連合会	政治団体	5,000,000		家屋費		2,415,679	
民主党栃木県総支部連合会	政党	550,000		選挙事務所費		2,344,699	
民主党栃木県参議院選挙区第2総支部	政党	5,000,000		集合会場費		70,980	
民主党	政党	5,000,000		通信費		1,158,230	
民主党栃木県鹿沼市支部	政党	100,000		交通費		100,615	
栃木県医師連盟宇都宮支部	政治団体	300,000		印刷費		2,320,000	
その他の収入		2,000,000		広告費		822,250	
今回計		17,950,000		文具費		1,160,894	
前回計		0		食糧費		195,590	
総計		17,950,000		雑費		406,399	
				今回計		9,881,624	
				前回計		0	
				総計		9,881,624	



	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	324,000円
	ビラの作成	896,000円
	ポスターの作成	1,100,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	150,150円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,823,419円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	谷 博之	所属党派	民主党	期間	8月5日から 8月9日まで	第2回分
出納責任者氏名	石川 仁					

〔収入〕	円	〔支出〕	円
今回計	0	通信費	39,760
前回計	17,950,000	雑費	226,542
総計	17,950,000	今回計	266,302
		前回計	9,881,624
		総計	10,147,926

報告書受理年月日	平成25年8月12日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	谷 博之	所属党派	民主党	期間	9月10日から 9月13日まで	第3回分
出納責任者氏名	石川 仁					

〔収入〕	円	〔支出〕	円
今回計	0	家屋費	53,340
前回計	17,950,000	集合会場費	53,340
総計	17,950,000	通信費	16,664
		今回計	70,004
		前回計	10,147,926
		総計	10,217,930

報告書受理年月日	平成25年9月24日	第3回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	小池 一徳	所属党派	日本共産党	期間	6月27日から 7月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	渡辺 繁					

〔収入〕	円	〔支出〕	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	家屋費	173,860
日本共産党栃木県委員会	政党	選挙事務所費	173,860
	1,406,124	通信費	30,000
		印刷費	1,010,150
		広告費	79,000
		文具費	44,512
		食糧費	24,652
		休泊費	23,000

今 回 計	1,406,124	雑 費	10,974
前 回 計	0	今 回 計	1,396,148
総 計	1,406,124	前 回 計	0
		総 計	1,396,148

報告書受理年月日	平成25年8月1日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	沖 智美	所属党派	みんなの党	期間	6月25日から	第1回分
出納責任者氏名	原田 一				7月31日まで	

〔収入〕			円	〔支出〕			円
主たる寄附				人件費			1,655,000
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費			1,000,000
瓦井 貞光	会社役員	30,000		選挙事務所費			1,000,000
みんなの党栃木県支部	政党	3,000,000		印刷費			2,662,162
木村 章徳	税理士	100,000		広告費			555,461
柳田 喜八郎	会社員	30,000		食糧費			60,456
その他の寄附		30,000					
今 回 計		3,190,000		今 回 計			5,933,079
前 回 計		0		前 回 計			0
総 計		3,190,000		総 計			5,933,079

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	327,600円
	ビラの作成	902,400円
	ポスターの作成	1,432,162円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,217,623円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	杉浦 満春	所属党派	幸福実現党	期間	5月14日から	第1回分
出納責任者氏名	杉浦 満春				7月31日まで	

〔収入〕			円	〔支出〕			円
主たる寄附				人件費			1,104,000
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費			673,333
幸福実現党	政治団体	7,000,000		選挙事務所費			673,333
成田 美那	パート	64,000		通信費			58,845
田上 登美子	パート	32,000		交通費			52,702
三浦 浩子	主婦	36,000		印刷費			902,895
杉本 順子	主婦	40,000		広告費			316,575
秋元 明美	会社員	36,000		文具費			10,474
中村 智香子	主婦	40,000		食糧費			2,520
高橋 多恵子	主婦	31,000		休泊費			34,280
三浦 康浩	会社員	36,000		雑費			164,895

その他の寄附	789,000		
その他の収入	100		
今 回 計	8,104,100	今 回 計	3,320,519
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	8,104,100	総 計	3,320,519

報告書受理年月日	平成25年8月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	杉浦 満春	所属党派	幸福実現党	期間	9月4日から	第2回分
出納責任者氏名	杉浦 満春				9月4日まで	

〔収入〕	円	〔支出〕	円
今 回 計	0	通 信 費	16,651
前 回 計	8,104,100	今 回 計	16,651
総 計	8,104,100	前 回 計	3,320,519
		総 計	3,337,170

報告書受理年月日	平成25年9月5日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	高橋 克法	所属党派	自由民主党	期間	6月10日から	第1回分
出納責任者氏名	青木 勲				7月30日まで	

〔収入〕	円	〔支出〕	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費
自由民主党栃木県支部連合会	政党	5,000,000	家 屋 費
自由民主党栃木県参議院選挙区第 二支部	政党	10,000,000	選挙事務所費
			集会会場費
			通 信 費
			交 通 費
			印 刷 費
			広 告 費
			文 具 費
			食 糧 費
			休 泊 費
			雑 費
今 回 計	15,000,000	今 回 計	15,513,166
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	15,000,000	総 計	15,513,166

報告書受理年月日	平成25年7月31日	第1回報告分
----------	------------	--------

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	315,000円
ビラの作成	880,000円
ポスターの作成	1,406,814円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円

支出のうち公費負担相当額

計

3,150,814円

**調 達 等 公 告**

## ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年10月4日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 入札に付する事項

- 委託業務件名 平成25年度森を育む人づくり事業 木製ベンチ製作業務委託
- 委託業務内容 入札説明書による。
- 履行期限 平成26年3月28日
- 納入場所 別に定める県内の施設

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「建設資材類」、「家具、日用品類」及び「その他の物品」のいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 平成25年10月25日から11月1日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 県内に本店を有する者であること。
- 過去15年以内に当該業務又は類似の業務の実績がある者であること。

## 3 入札の手続等

- 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県環境森林部林業振興課木材利用推進班  
電話028-623-3277
- 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成25年11月1日午前10時 栃木県庁舎本館10階会議室5  
イ 開札の日時及び場所 平成25年11月1日午前10時 栃木県庁舎本館10階会議室5
- その他 入札説明書は、平成25年10月5日から同月31日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

## 4 その他

- 入札保証金 免除
- 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- その他 詳細は、入札説明書による。

(林業振興課)